

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

○環境省令第二十七号（令和六年十月三十一日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第一項ただし書の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）</p> <p>第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に規定する特定家庭用機器をいう。以下同じ。）、<u>スプリングマットレス、自動車用タイヤ、自動車用鉛蓄電池又はリチウム蓄電池（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車、同項第十一号の三に規定する移動用小型車、同項第十一号の四に規定する身体障害者用の車又は同項第十一号の五に規定する遠隔操作型小型車の部品に限る。）</u>の販売を業として行う者であつて、当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のもが一般廃棄物となつたものを適正に収集又は運搬するもの（次のいずれにも該当するものに限り、かつ、一般廃棄物処理基準に従い、当該一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>十～十四 （略）</p>	<p>（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）</p> <p>第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法第二条第四項に規定する特定家庭用機器をいう。以下同じ。）、<u>スプリングマットレス、自動車用タイヤ又は自動車用鉛蓄電池</u>の販売を業として行う者であつて、当該業を行う区域において、その品又はその物品と同種のもが一般廃棄物となつたものを適正に収集又は運搬するもの（次のいずれにも該当するものに限り、かつ、一般廃棄物処理基準に従い、当該一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>十～十四 （略）</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。